# 審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

| 法令名 | 河川法 | 法令番号 | 昭和３９年法律第１６７号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 竹木の流送の許可等 | 根拠条項 | 第２８条 |

**審査基準**

1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和４５年９月１０日建設省河政発第１００号、建設省河川局長通達）の記の一による。
2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和４５年１０月７日建設省河政発第１０５号、建設省河川局水政課長通達）の記第一及び第二による。
3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成６年９月３０日建河政発第５２号、建設省河川局長通達）の記の五の１（７）による。

| 受付機関 | 河川砂防課（土木事務所） | 処理機関 | 河川砂防課 | 交付機関 | 河川砂防課（土木事務所） | 標準処理期間　３０日<br>標準経由期間　１５日 | 目次No. | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|